

質問書への回答

「幸手市庁舎整備基本構想策定支援業務」において提出がありました質問書について、下記のとおり回答します。

質問No.	質問箇所 (資料名、該当ページ等)	質問事項 (原文ママ)	回答
1	【実施要領】2ページ ・5 (6)	過去15年間とありますが、それ以前に契約し、規定の期間内に契約を完了した業務については実績として認められると考えて宜しいでしょうか。 様式6欄外備考欄2に「現在策定中のもの」との記載がありますが、契約が完了していない業務についても実績として認められると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	【実施要領】2ページ ・5 (7) イ	基本構想の策定において管理技術者および意匠担当技術者が主体的に業務に携わり、構造および機械設備、電気設備担当技術者については設計経験に基づく補助的な関与となります。構造および機械設備、電気設備担当技術者の実績については基本設計、実施設計業務を含むと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、本業務において、「同種業務」については、庁舎に係る基本構想及び基本計画策定業務のほか、基本設計業務、実施設計業務を含むものとし、また、同じく「類似業務」については、“庁舎以外の公共施設”に係る基本構想及び基本計画策定業務、基本設計業務、実施設計業務を指すものとして、それぞれ定義します。
3	【実施要領】 ・様式6 ・様式7の2 ※両様式の「業務概要」欄。	業務概要については、基本構想や基本計画の他に基本設計や実施設計等を記載すると考えて宜しいでしょうか。	「様式6」については、「幸手市庁舎整備基本構想策定支援業務プロポーザル実施要領」の5 (6) を参照し、該当する事項を記載してください。 また、「様式7の2」については、国又は地方公共団体の庁舎建設に係る業務、すなわち「同種業務」（質問No.2回答欄参照）を優先して記載することとしますが、「類似業務」（質問No.2回答欄参照）について記載しても差し支えありません。 なお、本回答に関連して、「様式7の2」脚注3行目（上から2番目の脚注の2行目）にある「同等規模業務、同種業務」の文言を削除するとともに、同様式の脚注に下記の一文を追加します（当該修正内容を反映した「様式7の2」は今回、本書とは別に市HPに掲載しています）。 記 ※記入欄が足りない場合は適宜、行を追加して記入すること。
4	【実施要領】 ・様式7の2 ※脚注（上から2番目）。	「2 主な業務実績」は、国又は地方公共団体の庁舎建設に係る業務とありますが、これら庁舎建設に係る基本構想策定、基本計画策定、基本設計、実施設計の業務と考えて宜しいでしょうか。 また、同等規模業務、同種業務、類似業務との記載があります。具体的にはどのような業務を指すのかご教示願えますでしょうか。	質問No.3回答欄を参照してください。
5	【実施要領】4ページ ・6 (4) ウ	⑦任意書式「企画提案書」に記載する具体的内容の提示がありません。幸手市庁舎整備基本構想策定支援業務仕様書（公募プロポーザル用）5業務内容に記載されている(1)～(12)の内容において業務を実施するために特に重視する点、具体的な手法等の提案をすると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 そのほか、業務を進捗する上で必要と考える内容等があれば、提案上限額内で提案してください。
6	【実施要領】4ページ ・6 (4) エ	企画提案書20ページ程度とは企画提案書提出書類全ての書類枚数を20ページ程度と考え、⑦「企画提案書」の枚数は事業者の提案によると考えて宜しいでしょうか。	質問箇所の記載内容は「⑦企画提案書」（「実施要領」4ページ参照）に係る概ねのページ数等を述べたものであり、他の提出書類はこれに含まれません。
7	【仕様書】5ページ ・5 (10)	市民アンケート（2,000人）の郵送等による送付・回収の通信費は、委託料に含まないと考えて宜しいでしょうか。	郵送等による送付・回収の通信運搬費は委託料に含まれます。
8	【関連資料】 ・幸手市庁舎の在り方検討審議会条例	庁舎の在り方検討審議会委員（委員13人以内）の日報は委託料に含まないと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	【仕様書】4ページ ・5 (7) ・5 (8)	庁内検討委員会が10回、庁舎の在り方検討審議会が7回とされています。それぞれの準備・会議・整理纏めで、延べ34週ほどになると思われます。業務開始から基本構想素案までが32週です。庁内検討委員会と庁舎の在り方検討審議会の回数は実情に合わせて変更できると考えて宜しいでしょうか。	質問箇所における各会議の回数については原則、仕様書のとおりとします。 ただし、優先交渉権者決定後に市と同交渉権者が行う具体的な協議（「実施要領」6ページ参照）においては、当該回数もその対象となり得るものとしてします。

質問書への回答

10	【実施要領】 3ページ ・ 6 (3) ウ ・ 6 (3) エ	参加表明書の提出部数及び綴じ方をご教示下さい。 また、添付書類につきましては各様式の次頁として綴じこむと考えるて宜しいでしょうか。	提出部数は、各様式（任意様式を含む）とも1部とします。 なお、綴じ方は、全ての様式を「様式1」から順にA4タテのフラットファイルに綴じこんでください。 また、添付書類については、各様式の次頁として綴じこんでください。
11	【実施要領】 ・ 様式7の2	「2 主な業務実績」欄に記載した業務の内容・立場を証する契約書等の写しの添付は必要でしょうか。 尚、添付書類が（様式6）業務実績報告書・（様式7の2）業務担当者調書で重複する場合は省略して宜しいでしょうか。	「様式6」に添付する契約書等（最大3件）の写しについては、「様式7の2」への添付を要しません。 ただし、それ以外の契約書等の写しについては、「様式7の2」の記入内容に応じて添付してください。
12	【実施要領】 3ページ ・ 6 (3)	参加表明書の提出部数については1部との理解でよろしいでしょうか。 また綴じ方等について指定の綴じ方がありましたらご教示いただけますでしょうか。	質問No.10回答欄を参照してください。
13	【実施要領】 3ページ ・ 6 (3) ・ 6 (4)	参加表明書及び企画提案書の提出方法について、配達記録の残る郵送方法（例. レターパックプラス、宅急便等）での提出をお認めいただけますでしょうか。	持参又は書留による郵送が基本とはなりますが、御質問にて示された方法での提出も可とします。
14	【仕様書】	仕様書内容については、受託後に別途協議の上調整等が可能との理解でよろしいでしょうか。	今回お示した仕様書はあくまでも「公募型プロポーザル用」です。よって、優先交渉権者決定後においては、市と同者間で業務履行に必要な具体的な協議（「実施要領」6ページ参照）を行った上で最終的な仕様書を作成するに至りますので、同協議にて調整がなされた場合には、当該仕様書にはその内容が反映されることとなります。